予防接種の償還払い(費用の払い戻し)制度

対 象 者

<u>里帰り出産</u>や病気による長期入院等のやむを得ない事情で 市の指定する医療機関で予防接種ができない方

- ※接種費用により全額助成にならない場合があります。
- ※接種日時点で富士吉田市に住民登録のある方のみ

対象となる予防接種

- ●定期接種…すべて対象
- ●任意接種…おたふく・インフルエンザ (こども・障害者)

手続きの流れ

接種2调

間

前

ま

で

1.医療機関で事前確認

- (1) 接種が受けることができるか
- (2) 予診票は富士吉田市のものを使用できるか ※定期接種の場合のみ
- 2. 「予防接種実施依頼書」を申請

「予防接種実施依頼書交付申請書 ※HPでダウンロード可」 「本人確認書類(<u>申請する方と接種を受ける方</u>のそれぞれの分)の写し」 「母子健康手帳の<u>名前と予防接種記録</u>がわかる箇所の写し ※こどもの場合」

3. 「予防接種実施依頼書」の受取

接

種

当

日

接種

 \Box

か

ら

1

年

以

内

4.「予防接種実施依頼書」を持参し、接種を実施

接種費用は、医療機関で全額お支払い

5.請求に必要な書類の受取・保管

「領収書」「予診票の原本または写し」を保管

6.接種費用償還払の申請・請求

「予防接種費用償還払申請書兼請求書 ※HPでダウンロード可」

「予診票の原本または写し」

「口座番号・口座名義等が確認できるものの写し」

※<u>接種日から1年以内</u>に申請してください。 期限を過ぎると対象外になります。

7.指定口座に助成額が振り込まれます

申請日から1か月程度で入金



指定医療機関で接種を受けてください

こどもの定期接種

指定医療機関

覧

インフルエンザ 新型コロナ



帯状疱疹



おたふく



接種後、助成額を引いた接種料金を 医療機関へお支払いください

里帰り出産や病気による長期入院などの

やむを得ない事情で指定医療機関で受けられない方 (県外での定期接種・富士北麓地域外での任意接種など)

裏面参照

委託契約 (定期接種のみ)



償還払い制度



1.医療機関に事前確認

- ●富士吉田市と医療機関との予防接種委託契約を申請できるか (不可の場合は償還払いとなります)
- 2.予防接種実施依頼書(契約用)を申請

「予防接種実施依頼書交付申請書(契約用)」

※HPでダウンロード可

「本人確認書類 (申請する方と接種を受ける方のそれぞれの分) の写し」 「母子健康手帳の名前と予防接種記録がわかる箇所の写し」 ※こどもの場合

3.契約完了後、接種を実施

※接種費用により**全額助成にならず、差額分を医療機関へ** お支払いいただく場合があります。

富士吉田市役所 健康長寿課 健康推進担当 22-1111 (内線153)